

目次

はしがき

序章 アイデアと特許制度

一 新製品の開発とパテント 三

二 特許制度の誕生 五

三 技術公開と独占のバランス 七

四 日本の特許制度 九

第一章 目に見えない財産

一 アイデア料 四

二 模倣の限界と特許制度 五

三	工業所有権とはなにか	二〇
四	ノウ・ハウとはなにか	二六
五	知的財産と産業スパイ	三三
六	標識に関する権利	三八

第二章 日本の特許と外国の特許

一	特許に国境あり	四五
二	パリ条約の果たしている役割	四六

第三章 特許法でいう発明とはなにか

一	発明の概念	五三
二	自然法則の利用であること	五六
三	技術的思想であること	五八
四	創作であること	六〇
五	高度性とはなにか	六四
六	発明未完成論をめぐる対立	六八

第四章 発明の種類にはどんなものがあるか

一 物の発明と方法の発明	七四
二 二種類のの方法の発明	七八
三 用途発明	八一

第五章 特許を禁じられた発明

一 化学物質の発明	八七
二 医薬またはその調合法の発明	九四
三 飲食物または嗜好物の発明	九九
四 公序良俗または衛生を害する発明	一〇二

第六章 特許要件とはなにか

目次	
一 産業上の利用性があること	一〇八
二 新規性があること	一一一
三 進歩性（創作の困難性）があること	一二〇

1	結合とよせ集め	一四
2	材料の変換	一二七
3	転用	一三九
4	慣用技術	一三〇
5	化学的類似方法	一三三
6	選択発明	一三六
四	先願主義とはなにか	一四〇

第七章 特許手続はどのように進められるか

一	審査主義と無審査主義	一五一
二	出願と明細書	一五九
三	出願公告と特許異議申立	一六七
四	補正	一七三
五	審判	一七八
六	審決取消訴訟（狭義の特許訴訟）	一八三

第八章 特許係争はどのように行なわれるか

一 特許権の効力とはなにか	一八六
二 専用権か排他権か	一九三
三 特許係争の形態	一九七
四 特許侵害訴訟	二〇五
五 判 定	二二一
六 権利範囲の解釈をめぐって	二二四
1 枠 内	二二六
2 均等と迂回	二二八
3 公知事実の参酌	二三三
4 付 加	二三九
5 利用関係	二三二

第九章 特許発明の実施と交流について

一 特許発明の実施と実施権	二三八
---------------	-----

二	通常実施権と専用実施権の差異	二四〇
三	実施権の態様	二四六
1	再実施権（サブ・ライセンス）	二四六
2	黙示的实施権（インプレンド・ライセンス）	二四六
3	相互実施権（クロス・ライセンス）	二四七
4	選択権契約（オプション・コントラクト）	二四八
四	実施権契約のポイント	二四九
五	技術導入と技術輸出	二六四
六	法定実施権とはなにか	二六九
1	先使用による実施権	二六九
2	勤務発明に関する実施権——付、従業員発明について	二七三
第十章 特許制度の動向		

一	特許法改正の動き	二七七
二	どこへいく実用新案	二八七
付録	特許に関するおもな参考文献	三〇二
	特許法改正案の要点	三〇二

